

石川県妊婦分娩事前宿泊支援事業について

奥能登2市2町（珠洲市・輪島市・能登町・穴水町）に住所を有する妊婦を対象に、七尾市内の分娩取扱施設において、分娩前の事前宿泊（食事の提供・健康観察等を含む）を提供し、奥能登の妊婦が安全・安心に出産ができるよう支援します。

1 対象・・・以下の2つの要件を両方満たす妊婦が対象となります。

①下記の七尾市内の分娩取扱施設のいずれかに宿泊し、

分娩を行うこと

- ・ 公立能登総合病院
- ・ 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院

②分娩の時点で、珠洲市、輪島市、能登町、穴水町内の いずれかに住民票を有すること



2 金額

対 象 期 間	自己負担額
分娩取扱施設に入院した日から、分娩日もしくは医療保険の適用開始日の早い日の前日まで (令和6年7月1日～令和7年3月31日、上限14日)	1日あたり2,000円

※注意点

- ①上記の対象期間外及び日数の上限を超えて宿泊する場合、対象外の期間にかかる実費分（1日あたり上限30,000円）は、自己負担となります。
- ②宿泊する期間については、分娩取扱施設の担当の医師とご相談ください。
- ③その他自己負担額の支払い等については、分娩取扱施設の指示に従ってください。

3 申請方法

分娩取扱施設の担当の医師と相談したうえで、「妊婦分娩事前宿泊支援事業 利用申請書」（様式1）に必要事項を記入し、分娩取扱施設までご提出ください。

4 その他

本事業とは別に、お住まいの市町で、自宅から分娩取扱施設までの交通費の助成を実施している場合があります。お住まいの市町の母子保健担当課にお問い合わせください（市町によっては、助成の対象とならない場合があります）。

●県HPにおいて、利用申請書（様式1）やQ&Aを掲載していますので、ご覧ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/support/syuusanki/jizensyukuhaku.html>

